

つぶやきがんちゃんの

生活知恵袋

せいいかつかえぶくろ



Vol. 113



一生涯
つぶやきます
斎藤廣勝
(さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
CFE®ワーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

今月のテーマ 変わりゆく自動車保険

自動車を所有する方にとって、誰もが避けて通れない自動車保険(任意保険)。殆どの方が加入し保険の中でも身近な保険と言えるが、その仕組みや加入する内容について正確に理解していただけているかは甚だ疑問だ。何故なら、近年の自動車保険は保障範囲や様々な条件など、実に複雑になってきたからだ。

かつての自動車保険は、保険会社によって保障内容や保険料が異なるということは無く、ある意味分かりやすいものであった。「金融の自由化」以前、わが日本国は金融機関(銀行・証券会社・保険会社等)が取り扱う商品は「護送船団方式」とも言われていたのだが、ご存じだろうか?護送船団とは、もともと戦時中の船団護衛を指す言葉で、「護送船団方式」とは、それぞれの船の大きさや性能に違いがある中で、最も速度が遅い船に合わせて全体の統制を確保しながら航行することを指す。戦後、日本での金融行政は政府の保護のもと、経営体力・競争力に最も欠ける弱小事業者(企業)が落伍することなく存続していくよう、監督官庁が業界全体をコントロールし、金融機関の経営は多少の問題があっても生き残れるよう国から守られてきた。何と優しい施策だろうか…??これらの施策によって、金融機関の倒産などから私たちの預金や保険が保護されるという点では「功」と言えるが、反面、金融機関同士における商品開発やサービスなどの競争が必要ないため阻害され、消費者利益には弊害とも言える状況にあった。このように、「護送船団方式」には功罪(功績と罪過)が同居する。

その後、金融の自由化によって「護送船団方式」は崩壊し、かつての横並びの保障内容・保険料は、保険会社によって独自の形が作られるようになり、様々な特約や割引制度が誕生した。選択の幅が広がったのは良かったが、反面、保険会社毎の全容を把握することが難解となってしまった。

さて、今月は難解な自動車保険を、どう組み立てるのかを考えてみよう。

●任意保険の前提、自賠責保険

正式には「自動車損害賠償責任保険」であるが、通常自賠責保険で通用している。この保険はバイク(50CC)を含め、全ての自動車に加入が義務付けられている強制保険だ。車検を取る際には絶対条件なので、本人が意識しなくとも有効な車検証のある車であれば、ほぼ掛け忘れは無いことになる。ただし、バイクなどの車種においては車検が無いため、掛け忘れや期限切れも多く注意しなければならない。もし強制保険である自賠責保険に加入していないければ、事故を起こさなくとも懲役・罰金・免許停止などの処分を受けることになってしまう。また、加入はしているものの自賠責保険の補償内容について説明を受け、その詳細を理解している人は多くない。

補償金額の上限は、死亡で3000万円、傷害による損害では120万円のみであり、決して充分な補償額とは言えない。自賠責は3000万円の補償があるから任意保険は必要ないと言い張る方もいるが、傷害事故での120万円は極めて少額と黙っていて。その充分ではない自賠責の上乗せとして任意保険があるわけだ。仮に自賠責保険に加入せず、任意保険のみ加入の場合は、自賠責保険の範囲(死亡3000万傷害120万)までは自分で賠償しなければならない。また、補償されるのは人身事故のみであり、対物事故などは補償対象外だ。これらのことからも任意保険(自動車保険)は必須と言えるのだが…。ちなみに、秋田県の任意保険(対人賠償)加入率(共済含む)は88.5%出典:2017年損害保険料率算出機構)で都道府県ランキングでは27位と決して高くない。

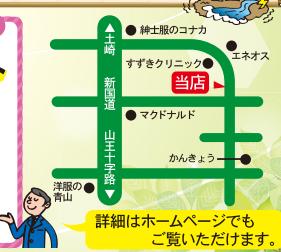
保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか?ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

TIS total life support 募集代理店 **トータルライフサポート**
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間 / 9:30~18:30
(土・日・祝日は9:30~17:00)
● 定休日 / 水曜日
TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tis-akita.co.jp



詳細はホームページでもご覧いただけます。

任意保険の選択	
先に述べたように「金融の自由化」以後の任意保険は、横並びの内容から一変し、補償内容や補償金額などは保険会社によって様々となり、独自の特約も登場した。結果として、保険会社の選択、補償内容の選択、	

傷害による損害																					
治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われる。																					
<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">支払の対象となる損害（限度額：～120万円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>治療費</td><td>診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。</td></tr> <tr><td>看護料</td><td>原則として1歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。</td></tr> <tr><td>諸雑費</td><td>入院中に要した雑費。</td></tr> <tr><td>通院交通費</td><td>通院に要した交通費。</td></tr> <tr><td>義肢等の費用</td><td>義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用。</td></tr> <tr><td>診断書等の費用</td><td>診断書や診療報酬明細書などの発行手数料。</td></tr> <tr><td>文書料</td><td>交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料。</td></tr> <tr><td>休業損害</td><td>事故の傷害で発生した収入の減少（有給休暇の使用、家事従事者を含む）。</td></tr> <tr><td>慰謝料</td><td>交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償。</td></tr> </tbody> </table>		支払の対象となる損害（限度額：～120万円）		治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。	看護料	原則として1歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。	諸雑費	入院中に要した雑費。	通院交通費	通院に要した交通費。	義肢等の費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用。	診断書等の費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料。	文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料。	休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少（有給休暇の使用、家事従事者を含む）。	慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償。
支払の対象となる損害（限度額：～120万円）																					
治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。																				
看護料	原則として1歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。																				
諸雑費	入院中に要した雑費。																				
通院交通費	通院に要した交通費。																				
義肢等の費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用。																				
診断書等の費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料。																				
文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料。																				
休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少（有給休暇の使用、家事従事者を含む）。																				
慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償。																				

後遺症による損害	
障害の程度に応じて逸失利益および慰謝料等が支払われる。	

死亡による損害	
葬儀費、逸失利益、被害者および遺族の慰謝料が支払われる。	

契約条件の選択如何で保険料も異なることとなつた。問題なのは、保険料負担も然ることながら、必要な補償が確保されていなかつたり、逆に不要な補償により無駄な保険料が生じていたりすることである。何れにしても、自動車保険の内容を改めて確認し、代理店などへの相談や説明を求めることが必要だ。

定期的な更新をする際にも、詳細を確認もしないまま、前年と同じでいいよ“などと簡単に済ましている傾向もある。改めて契約中の補償内容をチェックする必要がありそうだ。その際、それぞれの項目がどういう意味を持つのかも再確認してほしい。

● 任意保険の主な内容

基本中の基本は、誰もが知っているかと思うが、車両保険（自身の車の補償）、対人賠償、対物賠償、傷害保険で構成されている。ここでは比較的に知られている車両・対人・対物を除き、保険会社によつて違ひが大きくなつている部分に焦点を当ててみよう。これらを理解することは、必要補償の確保、必要金額の把握、無駄な補償の削除にもつながる。確実で根拠のある安心を作るために、改めて見直し作業に着手されることをお勧めしたい。

● 人身傷害と搭乗者傷害

搭乗者傷害		人身傷害
死 亡	定 額(任意設定)	葬祭費・逸失利益・死亡慰謝料(精神的損害)・その他の損害に対する損害額に応じた合計額の支払い(～保険金額上限)
傷 害	日数払いと部位・症状別払い(180日以内) ①保証金額×入院または通院にかかった日数に対して支払われる「かかつた日数払い」 ②ケガをした場所ごとに決まった額で支払われる「部位症状別払い」	ケガの治療費・休業損害・精神的損害(慰謝料)に相当する損害額に応じた合計額

※人身傷害の加入金額は3,000万円が72.5%が最も多く、5,000万円が15.6%。

※搭乗者傷害の加入金額は1,000万円が82%、500万円が8.0%

人身傷害の話だけで終わってしまったので来月号はその続きだ。

● 来月号は

人身傷害では逸失利益や休業損害を含めた損害額が保険金額を上限として支払われる。両方を付帯していれば、双方から保険金が支払われるが、果

たして両方が必要かどうかは一考の余地がある。あれば良いつものでもないし、必要な補償を確保できるのであれば、保険料負担を抑えるという点でも、見直しの必要がありそうだ。保険会社によっては人身傷害に一本化し、搭乗者傷害を廃止した保険会社もあり、何れは無くなつてしまふかも知れない。

【参考支払い例】

● 人身傷害5000万円加入の場合

治療費の全額、逸失利益、精神的損害（慰謝料）等を含めた損害額が、保険金額5000万円を上限として支払われる。

● 搭乗者傷害1000万円（入院1万円・日額）の場合

示談交渉とは関係なしに、死亡保険金の定額1000万円と入院給付金30万円（1万円×30日）の合計1030万円が支払われる。

● どう選ぶか？

仮に過失割合100%や単独事故の場合では、搭乗者傷害の場合だと定額の保険金のみで、相手から受け取れるものは当然に無い。一方、人身傷害では過失とは関係なしに逸失補償・精神的損害（慰謝料）を含めた損害額全額を支払つてもらえる。逆に過失0%の場合で、搭乗者傷害に加入している場合は、相手からの賠償として損害額の全額を賠償金として受け取った場合、人身傷害からの給付は無い。

事故の態様によって受け取る金額は異なるものの、一方を選択するならば、損害額の全額を確実に受け取れる人身傷害を選ぶべきではないだろうか。その保険金額の設定は加入する生命保険等をも考慮し、守るべき家族にとつての必要保障額を前提に決定したい。